



2026年4月8日

各 位

会 社 名 unbanked株式会社  
代表者名 代表取締役社長 安達 哲也  
(コード番号: 8746 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役管理本部長 七條 利明  
(TEL. 03-6456-2670 代表)

## (開示事項の経過) 株主による第三者割当増資の差止仮処分命令申立て 却下決定に関するお知らせ

当社は、2026年3月31日付け「株主による第三者割当増資の差止仮処分命令申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）に関し、Akatsuki Capital Works株式会社から仮処分命令の申立て（以下、「本申立て」といいます。）を受けておりました。

その後、2026年4月7日に東京地方裁判所が本申立てを却下する旨の決定（以下、「本却下決定」といいます。）を行い、当社は、本日、決定書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 却下決定経緯

2026年3月26日付け「第三者割当により発行される新株式及び第3回新株予約権の募集、並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社は現在、既存事業における収益力強化に取り組んでおり、本第三者割当増資を通じて財務基盤の安定化と事業成長の両立を図り、中長期的な企業価値の向上を実現するよう努めておりました。

Akatsuki Capital Works株式会社は、本第三者割当増資が、当社の現経営陣が、臨時株主総会における取締役解任決議（注）の成立を阻止するために行うものであって、「著しく不公正な方法による発行に該当する」と主張しておりました。

これに対し、東京地方裁判所は、本第三者割当増資は、経営者の経営支配権を維持することを主要な目的とするものとはいえないこと等から、著しく不公正な方法による発行には当たらないとし、本申立てを却下する旨の決定を行いました。

（注）2026年1月28日付けで株主であるAkatsuki Capital Works株式会社から、当社取締役（監査等委員である取締役3名を含む）5名の解任を議案とする臨時株主総会の招集請求が届いております。  
詳細は、2026年1月30日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 2. 本申立てをした株主の概要

- |               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 名称        | Akatsuki Capital Works株式会社           |
| (2) 住所        | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング9階         |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 大塚 郁人                          |
| (4) 所有株式数     | 1,140,471（所有比率 8.40% 議決権比率 8.50%）（注） |

（注）1. 所有株式数は、Akatsuki Capital Works株式会社が2026年3月17日付けで提出した変更報告書 No. 4の保有株券等の数（総数）から信用買付株式数（185,000株）を除いた株式数を記載しております。

2. 所有比率及び議決権比率は、2025年10月31日現在の発行済株式総数（13,570,982株）、総議決権数（134,213個）を基に計算しております。

3. 本却下決定を行った裁判所及び年月日

(1) 本却下決定を行った裁判所

東京地方裁判所

(2) 本却下決定があった年月日

2026年4月7日

4. 本却下決定の内容

本申立てをいずれも却下する

5. 今後の見通し

本却下決定につきましては、当社の主張が認められたものと受け止めております。なお、本第三者割当増資のスケジュールに変更はございません。

しかし、今後、株主から、本却下決定に対して即時抗告が行われる可能性があります。

当社は、現段階では当社の業績に与える影響はないものと判断しておりますが、今後、裁判の進捗に伴い、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以上